署名の偽造、数の増減等を行った場合には罰則の適用があります（地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項）。

署名を行おうとする者が心身の故障等により署名簿に署名することができない場合で、その者の委任を受けたとき以外は、代筆を行うことができません（同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項）。これに違反した場合には罰則の適用があります（同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第三項）。

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	代筆をした場合				備考
						代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名		

備考

［一・二　略］

三　署名簿は、署名収集者（請求代表者又は請求代表者の委任を受けた者をいう。）ごとに作成するものとする。

四　［略］

五　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三号様式 （表紙）	第三号様式 （表紙）
令和何年何月何日 何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置の請求に係る請求者の署名簿 （第　号） 署名収集者　氏　名	令和何年何月何日 何郡（市）何町（村）を合併対象市町村とする合併協議会設置の請求に係る請求者の署名簿 （第　号）

有効 無効	番号	署名 年月日	住所	生年 月日	氏名	代筆をした場合（地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第八項及び第九項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。当該規定に違反した場合には、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条の四第二項から第四項までの規定により、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処せられます。）				備考
						代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名		

備考

［一・二　同上］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］